平成２３年（フ）第１３９号
香川県坂出市川津町1986番地８　特別養護老人ホームきやま、住民票上の住所香川県丸亀市城東町２丁目12番22―104号　ゾンネンハイム
債務者　溝渕　國男
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４１号
香川県丸亀市川西町北1318番地１　ロイヤルシャトーサンヨー102号
債務者　藤田仁孝こと　金　　仁孝
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４３号
香川県坂出市御供所町２丁目１番21号
債務者　北島　秀忠
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７７８号
北九州市八幡東区中央１丁目10番３―202号
債務者　岩田　知子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８０号
北九州市小倉北区竪町２丁目６番４号
債務者　松本　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９９号
北九州市八幡西区白岩町17番11―304号
債務者　星出田美生
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２８号
北九州市若松区深町１丁目５番29号
債務者　田中大悟郎
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県南さつま市加世田内山田6278番地
債務者　有園　玲子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１８０号
北海道苫小牧市有珠の沢町５丁目14番７号
債務者　島貫めぐみ（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１４１号
宮城県加美郡加美町小泉字町屋敷９番地
債務者　堀越　成紀
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
長野県松本市北深志１丁目８番７号
債務者　木藤　光雄
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１３３０号
京都市下京区西七条南東野町10番地１　アスヴェル京都七条通802
債務者　山木　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４００号
京都市西京区桂河田町177番地　セジュール93―201号
債務者　矢谷ミナ子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７１号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字上新庄35番地２　エスポワール203号
債務者　永嶋　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９９号
京都市西京区松尾大利町93番地１　トゥインクルⅡＡ―103
債務者　河　　直美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１８号
京都市山科区大塚野溝町28番地12
債務者　田中　　積
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１９号
京都市山科区椥辻中在家町28番地244　わかば荘２Ｆ６号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係